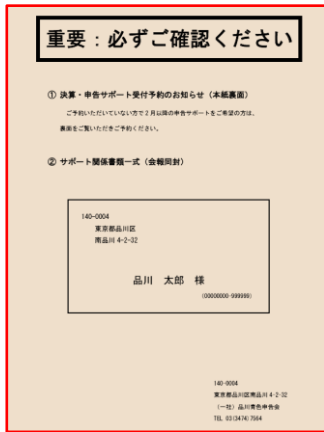
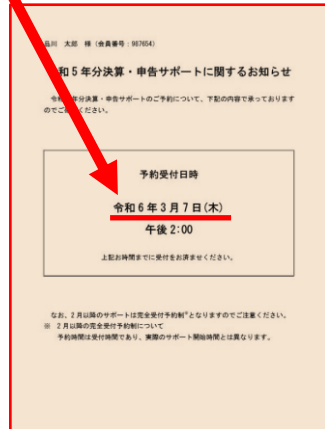
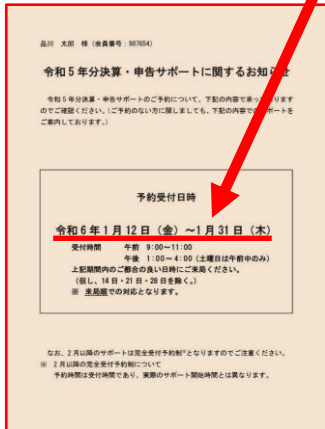




裏面の以下の場所を  
ご確認ください。



今回の会報の表紙裏面に、令和5年分決算申告サポートの予約日に関する書類が入っています。名前等に間違いがないかご確認ください。予約日時を確認の上、ご都合が悪い方は再予約を、まだ予約をされていない方は予約をしましょう。



### 決算サポートの予約確認

# 青色ニュース

令和5年12月号  
第68号



当会ホームページ

『令和6年1月12日～1月31日』と記載されている方	1月12日～31日の間(※)に決算申告サポートをご利用になられてください。
2月1日～3月12日の予約日時が記載されている方	記載された予約日時の10分程度前に受付を済ませてください。ご都合が悪い場合には、予約を取り直してください。

※1月中のご予約の方は、『公的年金の源泉徴収票』など必要な書類が到着してからご来局されることをお勧めします。また、昨年度の健康保険等の支払額などを事前に確認しておくサポートがスムーズになります。



今回の会報に同封された下書き用紙に必要事項を記入したうえ、直接持参又は(一社)品川青色申告会へ郵送、メール(いずれも営業日前までに当会着を受付)でご提出ください。

決算申告サポート日前に仮集計した決算書、又は集計表を提出いただくことにより、当日のサポートのご案内を優先できるほか、所要時間を大幅に短縮できます。

### 仮決算のお願い

- 1、決算サポート予約確認 仮決算のお願い
- 2、決算書等の変更点
- 3、事前記入のお願い
- 4、配偶者(特別)控除額
- 5、インボイス事業者
- 6、活動報告
- 7、新年賀詞交歓会
- 8、青色カレンダー

(一社)品川青色申告会  
品川区南品川4-2-32  
品川税経会館 1階  
電話 03(3474)7564(代)  
FAX 03(3458)2616

### 新たに追加された箇所

○売上(収入)金額の明細			
売上先名	所在地	登録番号(法人番号)(※)	売上(収入)金額
			円
上記以外の売上先の計(雑収入を含む)			計
○仕入金額の明細			
仕入先名	所在地	登録番号(法人番号)(※)	仕入金額
			円
上記以外の仕入先の計			計
○減価償却費の計算			

昨年までの決算書

新しい決算書

決算書・確定申告書(ここが変わった)  
青色申告決算書(一般用)・第三面



主な売上・仕入先の氏名・会社名等を記入します。任意記載項目となります。それに伴い、減価償却欄に記載できる件数が減っているため、記載できなくなった部分は別紙で対応します。



障害者	国外居住	住民税	その他
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

扶養控除の記載事項について、国外居住者の取扱いが変更されたため変更されました。

○住民税・事業税に関する事項				
住民税	非上場株式の少数配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

令和5年度分(令和4年分)までは一定の配当所得等について、住民税の申告は、所得税とは異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度分(令和5年分)以後は所得税と同一の課税方式が適用されます。そのため『特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要』欄が削除されました。

令和〇〇年分の所得税及びの申告書

FA2303

住所  
〒  
番

○所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額)

所得の種類	収入金額	源泉徴収税額
	円	円

○控除に関する事項(20)

所得の種類	収入金額	必要経費等	控除額	所得金額
	円	円	円	円

○配偶者や親族に関する事項(20~22)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

○住民税・事業税に関する事項(20~22)

非上場株式の少数配当等	非居住者の特例	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

確定申告書(第2表)

事前記入のお願い

決算申告サポート時に必要事項をご記入の上お持ちください。

氏名							
生年月日	T・S・H	年	月	日			
住所(報告時点)	〒	TEL: (TEL欄に連絡先を記入してください)					
事業所	〒	TEL: (TEL欄に連絡先を記入してください)					
配偶者	あり	あり	あり	あり	本人障害の有無	有	無
氏名	続柄	総収入	別居	障害	扶養判定		
	配偶者	給与(万円) 年金(万円) 他(万円)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	配偶者(特別)控除 扶養控除 他者扶養の対象外 不届の扶養対象外		
	生	給与(万円) 年金(万円) 他(万円)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	扶養控除 配偶者扶養の対象外 不届の扶養対象外		
	生	給与(万円) 年金(万円) 他(万円)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	扶養控除 配偶者扶養の対象外 不届の扶養対象外		
	生	給与(万円) 年金(万円) 他(万円)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	扶養控除 配偶者扶養の対象外 不届の扶養対象外		
サポート日							
サポート開始時期							
サポート終了時期							

申告時点の本人情報をご記入ください。  
転居や姓の変更など前年と変更等がある場合には、職員にその旨を伝えてください。  
配偶者の欄は、『なし』を選択した場合に次の質問があります。また、『事実婚あり』に該当するか等は申告会にお問い合わせください。  
本人障害の有無の欄に『有』を選択した場合、証明書等の添付が必要になる場合があります。

令和5年末における家族の情報をご記入ください。  
生計を一にしている親族すべてを、ご記入ください。  
ご家族にアルバイト等の給与収入がある場合には、源泉徴収票などで収入金額(支払金額)をご確認をいただきご記入ください。  
また、公的年金等の収入は、振り込まれた金額ではなく源泉徴収票等に記載された『支払金額』等を参考にご記入ください。  
その他の収入等がある場合には、事務局までお問い合わせください。

支払 元	支払 先	種類	金額	源泉徴収額	所得控除額	給与所得の合計額	源泉徴収税額
〇〇〇〇株式会社	〇〇〇〇株式会社	給与	100,000	10,000	0	100,000	10,000
〇〇〇〇株式会社	〇〇〇〇株式会社	給与	50,000	5,000	0	50,000	5,000
〇〇〇〇株式会社	〇〇〇〇株式会社	給与	30,000	3,000	0	30,000	3,000
〇〇〇〇株式会社	〇〇〇〇株式会社	給与	20,000	2,000	0	20,000	2,000

給与所得の源泉徴収票のこちらの欄の数字をご記入ください

またセルフメディアーション税制の適用を受ける場合には、提出する書面が異なりますのでご注意ください。  
国税庁のHPなどから入手可能ですのでご利用ください。

医療費通知の番号	医療機関	品名	単価	数量	支払金額
0001	〇〇〇〇病院	〇〇〇〇〇〇	100	1	100
0002	〇〇〇〇病院	〇〇〇〇〇〇	200	2	400
医療費通知の番号	医療機関	品名	単価	数量	支払金額
0003	〇〇〇〇病院	〇〇〇〇〇〇	100	1	100
0004	〇〇〇〇病院	〇〇〇〇〇〇	200	2	400
支払った医療費	A	1,000			
医療費控除の限度額	B	2,000			
控除額	C	1,000			
所得控除の計算	D	100,000			
控除額	E	10,000			
控除後の所得	F	90,000			
控除後の所得	G	90,000			

医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付してください。(医療費の領収書を添付する必要がなくなりました。ただし、申告期限から5年間は税務署から提示又は提出を求められる場合がありますので保存をお願いします。)

また、医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は、医療費通知を添付することによって医療費控除の明細書の記載を簡略化することができます。

医療費控除の明細書

## 配偶者（特別）控除額の一覧表

		控除を受ける納税者の合計所得金額				
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額	
配偶者の合計所得金額	配偶者控除	配偶者の合計所得金額が38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
		上記に加え、年齢70歳以上	48万円	32万円	16万円	
	配偶者特別控除	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
		95万円 100万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
		130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
133万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超		

※配偶者の収入金額により控除額が細かく分かりますので、正確な収入金額の確認をお願いします。

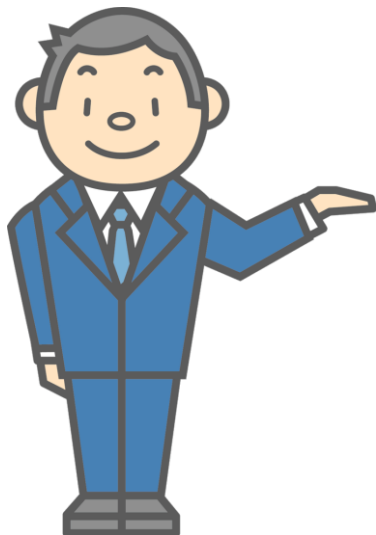
※家賃収入や満期保険金収入等の給与収入以外の収入があるため、計算方法がわからない場合等は（一社）品川青色申告会迄お問い合わせください。

## インボイス登録事業者となった皆様へ

今年の確定申告は、所得税の申告に加えて消費税の申告も行う必要があります。また消費税の計算方法について『2割特例』が追加されたことにより、会員一人毎のサポート時間が増えるため、3月16日以降消費税申告に再来局をお願いすることが予想されます。申告期前に、帳簿のチェックと仮決算を行い、申告期のサポートの時間短縮にご協力ください。

## 何が違うの？

一般課税？  
簡易課税？  
2割特例？



## 2割特例とは

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方について、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の八十に相当する金額）とすることができま

す。

なお、2割特例の適用に関する正確な計算を行うため、令和3年に受給した補助金等を売上高から除外する必要がありますので、決算書等を持参ください。

## 次に掲げる方は『2割特例』を検討する際に注意が必要です

- ・ 卸売業を営む方で簡易課税制度を選択している方
- ・ インボイス事業者になって以降に高額な資産を購入入又は多額の設備投資等を行っている方
- ・ いつも売上より仕入や経費が多くなってしまう方

振替納税手続きは  
お済みですか？

振替納税とは、納税者ご自身名義の預貯金口座からの口座引落しにより、国税を納付する手続です。

ご利用に当たって、イータックスにより依頼書を提出するか、税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ専用の依頼書を書面で提出する必要があります。

所得税の振替納税手続きを済まされている方も、消費税の振替納税手続きが必要な場合もありますのでご注意ください。

また、転居等をされた方もご確認をお願いします。

『預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書』は、国税庁ホームページまたは（一社）品川青色申告会会にごさいます。



# 女性部活動報告

## 介護施設研修会

10月23日(月)に、特別養護老人ホーム『グランアークみづほ』及び品川区役所の協力のもと、女性部主催『介護施設研修会』を開催し、15名が参加しました。

介護保険と介護施設について、施設長の平林様より説明があり、続いて品川区役所の高桑様より、介護保険及び介護施設の現状と今後についてと品川区による取り組みをお話いただきました有意義な勉強会となりました。



施設長の平林様

研修の中、施設内部については感染防止の観点から、ZOOMを利用して職員の方々に案内をしていただきました。



施設内の様子



講義の様子

# 青年部活動報告

## 歴史勉強会

11月24日(金)に、事務局会議室において、品川区立品川歴史館専門委員、柘植信行氏を講師に迎え、青年部主催歴史勉強会『品川宿の海の幸』を行い、17名が参加しました。

(一社)東青連の職員や他会の青年部員も参加し、江戸時代を中心とした海に面した品川ならではの食文化と『江戸前』についての説明があり、好評のうちを終了しました。



当日の資料



講師の柘植様



当日の様子

# 新年賀詞交歓会



新年賀詞交歓会を左記の通り開催いたします。

昨年まではコロナウイルス感染拡大の影響により小規模での開催でしたが、本年より規模を拡大し開催いたします。

新しい年を迎え、会員各位の交流の場となりますよう、皆さまの参加をお待ち申し上げます。

日時 令和6年1月9日(火) 午後6時

会場 ※ 午後5時30分受付開始  
きゅりあん(品川区総合区民会館) 7階 イベントホール  
品川区東大井5-18-1

参加費 三千円  
参加者 正会員・共有会員・賛助会員  
同伴者1名(家族・従業員)

申込方法 電話・FAX

※12月25日(月)以降のキャンセルについては、参加費をいただきます。

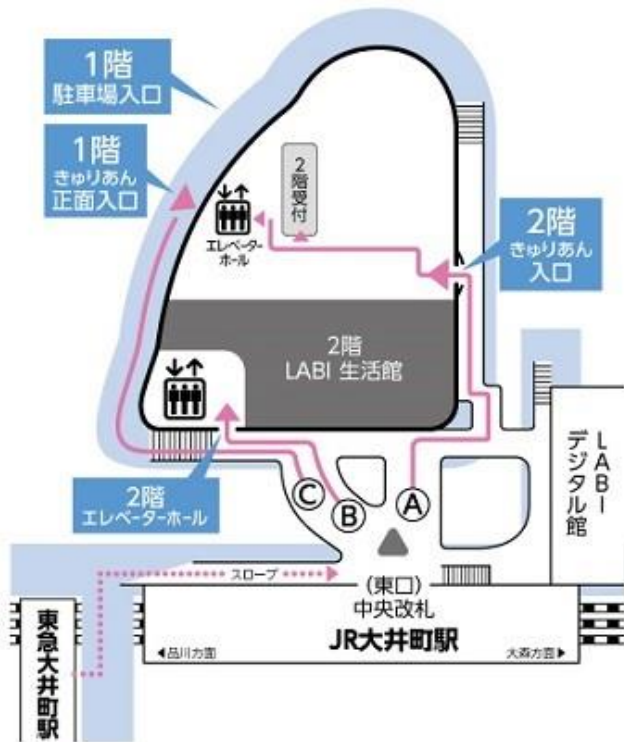
## 会場案内

イベントホールへのアクセス

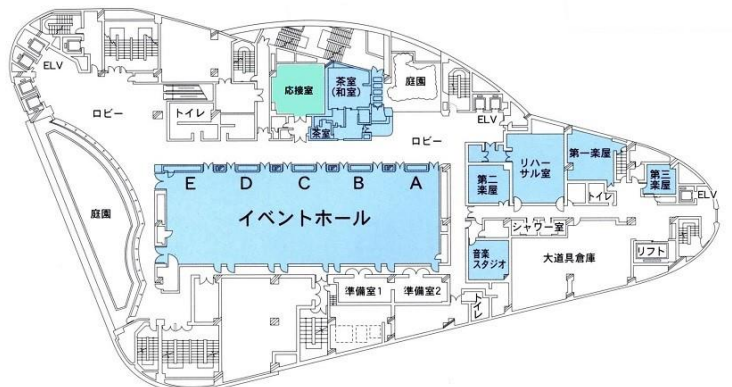
- ・JR京浜東北線
- ・東急大井町線
- ・りんかい線

大井町駅 徒歩2分

※会場へは、電車やバス等の公共交通機関をご利用ください。



きゅりあん



7階 イベントホール

# あおいろカレンダー

(一社)品川青色申告会オリジナルカレンダーが完成しました。

昨年と同様のA4サイズで、当会新キャラクタの「キ鳥君」をモデルにしたデザインとなっております。事務局にて、限定千部の配布予定です。来局の際にお手に取ってお持ち帰りください。



日	月	火	水	木	金	土
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

→ 上面

← カレンダー



## 事務局からお知らせ

転居・廃業等された方へ

### 【転居や結婚された方など】

① (一社)品川青色申告会の登録情報を変更しますので、お早めにご連絡下さい。

※ 共済や保険にご加入の方は変更手続きが行われていない場合、請求時等にお時間を要する場合があります。

※ お引越し先が遠隔地でも、品川の青色申告会に継続して所属が出来ます。最寄りの青色申告会へ異動をご希望の方はお申し付け下さい。

※ 氏名が変わった方は税務署へ届出書の提出を推奨しております。

なお、氏名変更後に姓名義の口座を還付口座に指定する事は出来ません。

② 転居の場合は税務署へ届出書の提出が必要となります。

③ 事務局にて各種届出書作成のサポートを行っております。印鑑をお持ち下さい。

★ 死亡又は出国された方など

死亡された方や一年以上出国される方は原則、一定期間内に『確定申告』が必要です。

【駐車場について】

★ 車での来局予定の方は、駐車スペースの都合上近隣の有料駐車場を利用することがあります。そのため、電車・バス等の公共交通機関や自転車等での来局をお勧めします。

※ 自転車保険・交通傷害保険取り扱っています。

【廃業された方など】

★ 廃業された方でも、その年に事業所得等がある場合は原則として確定申告をする必要があります。

※ 詳細はお問い合わせ下さい。

【会員の慶弔規定に関して】

★ 慶弔規定により弔慰金・祝金を会よりお渡しします。

なお、その事実から3ヶ月以内に事務局へご連絡頂く事が適用条件です。

※ 詳細はお問合せ下さい。

【土曜日営業について】

★ 6月～12月までの第一土曜日(祝日を除く)は通常営業致します。

なお、出社している職員が通常よりも少ないため、予約制による入場制限を行っておりますのでご了承ください。

【死亡又は出国された方など】

死亡された方や一年以上出国される方は原則、一定期間内に『確定申告』が必要です。

※ 自転車保険・交通傷害保険取り扱っています。